

提出日 令和3年1月14日

要 請 書

滝上町長 長屋 栄一 様

滝上町に核物質を持ち込ませない条例
の制定を求める会
代表 大原 満
連絡先

(要 旨)

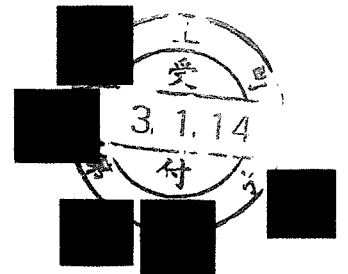
「滝上町に放射性核廃棄物を持ち込ませない条例」の制定を要請いたします。

(理 由)

昨年、北海道には核関連施設・廃棄物拒否条例があるにもかかわらず、二つの自治体において核廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査が認可されました。これを契機として各地で最終処分場誘致に向けた活動が起こることも予想され、実際当町においても NUMO 担当者による説明会が開催されました。

我々は町民の暮らし、食の安全、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには核廃棄物を持ち込ませてはいけません。そのためにはそれを規制する条例が当町においても必要と考えます。

これに賛同して下さった方の署名を添付いたしますので、宜しくご配慮賜りたくお願い申し上げます。



滝上町長 長屋 栄一 様
滝上町議会議長 菅原 賢司 様

現在、寿都町・神恵内村において、原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査が認可されました。「最終処分場ありきではない」としてはいますが、巨額の交付金と引き換えに調査を受け入れれば途中で後戻りできないことは明らかです。

現在、下北半島には建設中を含め3基の原子力発電所があり、六ヶ所村にはウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵センター、MOX燃料工場も建設中です。これらは石油備蓄基地建設中止で負った借金返済のため、国策を仕方なく受け入れたのが始まりです。現在の技術レベルで安全が保障されていない物質は、どんなに低レベルの放射性廃棄物であっても、最終処分はもとより一時保管さえも認めてはいけません。

町民の生命と暮らし、食の安全安心を守り、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、決して核のゴミを持ち込ませてはいけなないと考え以下の条例制定を要請します。

【要 請 事 項】

【滝上町に放射性核物質を持ち込ませない条例】の制定を求める

名 前 (自署)	住 所
■	■
■	■

滝上町に核物質を持ち込ませない条例の制定を求める会

代表 大原 満

連絡先 ■ FAX ■